す。 す。 せいと後で仕事に差し支える、迷惑千万でありま 方は、先ほどの任意団体にしても、それに入らな

進めたいと思います。

進めたいと思います。

進めたいと思います。

進めたいと思います。

進めたいと思います。

をおっと御勘弁顧いたい、私はこう思います。

をおっと御勘弁顧いたい、私はこう思います。

をおっと御勘弁顧いたい、私はこう思います。

をおっと御勘弁顧いたい、私はこう思います。

〇中山委員長とれたて小林君の質疑は終了いた

次に、細川律夫君。

○和川委員 民主党の細川でございます。 ○和川委員 民主党の細川でございます。 を 質問時間が少なくなりましたので、すべて ども、質問時間が少なくなりましたので、すべて とも、質問時間が少なくなりましたので、すべて とも、質問時間が少なくなりましたので、すべて とも、質問時間が少なくなりましたので、すべて

した。それには、兵庫県高砂市が民間の宅配業者展興券の配布は宅配便はだめ、郵政省が横やり、風券についてとのような配事が載りました。地域興券についてとのような配事が載りました。地域東一月の二十八日、読売新聞におきまして地域振いたします。

でいます。 とれは一体どういうことのわかったところでごいう書面を出していることもわかったところでごという形で、地域振興券は信書に該当する、こうにざいます。郵政省は、各地方郵政局への指導でございます。郵政省は、各地方郵政局への指導でございます。

事の内容でございました。

る、こういう郵政省の公式見解を持参いたしまし

てその高砂市を訪れ、再考を促した、こういう記

に委託することを決めまして県に報告をした翌

地元の郵便局長が、振興券は信書に該当す

いりますと、郵便法第五条で「何人も、他人の信をとで、この振興券につきまして法的に見てま

書の送達を業としてはならない。」こういうことでなりますと、法律上の定義はないわけでておりますけれども、それでは信書とは何かということになります。確かに、この現行法ではたっくことになります。。確かに、この現行法では

地域振興券がなぜこの定義に当てはまって信書であるのか、私にはよくわからないところでございます。郵政省の説明では、特定の個人あての通信文が記載されているということでありますけれども、これは特定の人に対する通信文とは言えないのではないかというふうに私は思います。そこの点について郵政省にお聞きをいたしまで、この点について郵政省にお聞きをいたしまで、この点について郵政省にお聞きをいたしまであるのが、私にはよくわからないところである。

○野田(聖)国務大臣 ただいま、地域振興券の、にされているところであります。

これによりまして、地域振興券には、使用者になっていることであります。 であるいは事実の通知であることが明確であり、信書に該当するということでございます。 の 信書に該当するということでございます。 の 信書に該当するということでございます。 の 個川委員 商品券とかギフト券、こういうのは 首書ではない、貨物だということでございます。 であるの方の専業にはなっていないわけでありまして、商品券あるいはギフト券と今回の地域振興券に、使用者 されによりまして、地域振興券には、使用者 されによりまして、地域振興券には、使用者 されによりまして、地域振興券には、使用者 されによりまして、地域振興券には、使用者 これによりまして、地域振興券には、使用者 これによりまして、地域振興券には、使用者 これによりまして、地域振興券には、使用者 これによりまして、地域振興券には、使用者 これによりました。

法では す。

、 は政府・与党も認めているところでございます。民間にできな条件のもとで競争をすべきだ、こういうことを考えますと、これは、通信の秘密をういうことを考えますと、これは、通信の秘密をとしても、地域振興券が信書だということに当てはまる。としても、地域振興券が信書だということに当てはまる。こうということを思います。したがって、百歩譲った、地域振興券が信書だというか。そういうことからものが一体あるのかどうか。そういうことから考えますと、これは、郵政省がお上の方のやりちで民業を圧迫しておるというふうにしか言えないところでございます。

ので、簡単に申し上げたいと思います。 ので、簡単に申し上げたいと思います。 独占を与えるという信書の範囲、これはもうそろそろ考え直すべきでは書の範囲、これはもうそろそろ考え直すべきでは書いかと思いますけれども、いかがでしょうか。 ので、簡単に申し上げたいと思います。

は、先ほど私が申し上げたとおり、特定性ということなのですが、信書性、いわゆる信書ということなのですが、信書性、いわゆる信書とということなのですが、信書性、いわゆる信書とった。特定性というのは、特定性と文書性としては、先ほど私が申し上げたとおり、特定性としては、先ほど私が申し上げたとおり、特定性としては、使用者が限られている等の通信文が記載されており、また、市町村から封筒のあて名の特定の人に対して送付されるということで信書に該当するわけでせと文書性ということで信書に該当するわけです。

理解しているところであります。りはないので、信書には該当しないというふうにとしても、一般人に対するものであることに変わ

上げたいと思います。
も、まず、信書の独占について重要なことを申しの秘密をどうのという話があるわけですけれどあるて、規制緩和ということで、いろいろと通信

私が言いたいのは、郵便というのは、この日本の国、国民の基礎的な通信手段でありまして、不以算地域を含めて全国あまねく公平にユニバーサルサービスを提供しなければならない、それによって公共の福祉が増進される、それを目的としよって公共の福祉が増進される、それを目的としないます。

先ほどの裁判所の判例の中にも、郵便事業が国性を与えんとするにある」というふうに言われて確実な配達を為し、もって国民全体にあまねく利権実な配達を為し、もって国民全体にあまねく利便を与えんとするにある」というふうに言われてした。

「遠隔の地、
の独占として認められているのは、「遠隔の地、
の独占として認められているのは、「遠隔の地、
の独占として認められているのは、「遠隔の地、
の独占として認められているのは、「遠隔の地、

のだと考えています。 のだと考えています。 のだと考えています。。

ございます。 は基本的に郵便事業体の独占となっているわけでは基本的に郵便事業体の独占となっているわけでは基本的に乗便事業体の独占となっているわけでは、世界におきましても、こうした郵便のユ

民利用者がしっかりと確保してもらえるような、て全国あまねく公平なユニバーサルサービスを国私は、郵便につきましては、不採算地域を含め

ちも取り組んでいきたいと思います。 そういう国民利用者の利益を第一義としてこれか

うことが考えられるわけであります。 に秘密の保護を侵害することになってしまうとい 容自体を第三者が関与、判断することになり、逆 性が判断されるものではございません。そうでな るものであって、要は、秘密の有無によって信害 要する事項であるか等は当事者間に任せられてい 内容がどのような意味を有するか、または秘密を るいは事実を通知する文書を総称するもの」と明 いと、信書に記載されている意思表示や事実の内 確にされています。そうした文書であれば、その すと、「特定の人に対し自己の意思を表示し、あ ですが、信書の定義について、今の判例によりま ちょっと走って済みません。秘密につきまして をいたします。

るように指導しているところでございます。 人の住所、氏名等の秘密の確保には十分注意をす て、どこの御家庭が配達の対象になったか、受取 与することはありませんが、これらの信書に対し 郵政省としては、通信文の内容自体について関

格性が法律上担保されているところでございま ことを義務づけられているように、秘密保持の厳 いるとともに、国家公務員法第百条で秘密を守る は、郵便法第九条で秘密の確保が義務づけられて あわせて申し上げるならば、郵便局の職員に れております。

は、秘密の保護という意味からしますと、別にこ なってくるのではないかと思うのですけれども、 場合はないのではないかというようなことにも 公務員としての守秘義務というのはアルバイトの あれではないですから、そういう意味では、国家 いうふうに考えられるのか。国家公務員としての る、そういうのなんかについては一体大臣はどう 〇細川委員、秘密の保護という意味においては、 大臣の説明では納得がいかないわけであります。 例えば、それでは、郵便局がアルバイトを雇っ 高校生などいろいろな方が郵便を配達してい

> 秘密確保につきまして、管理者に対し、ゆうメイ 一た、ゆうメイトを初めとする非常動の方にも同じ ||〇野田(聖)国務大臣 今先生のお話にありまし トさんを初め、やめられてからも確保義務は続く 義務が課せられておりまして、あわせて、今回も 、いのではないかというふうに思うわけでありま るところでありますから、できるだけ早くその実 いし、今せっかくそういう機運が盛り上がってお 域おこしなりに大いに有効に活用していただきた 地元のいろいろな商店街などと連動しながら、地 ん。その地域内の限定がある。そのことがまた、 全国どこでも使えるというものではありませ

一ということを申し上げているところでございま ういうことでつくられてやられるわけなんです。 〇細川委員 最後に、自治大臣にちょっとお尋ね この地域振興券というのは、地域の振興を、こ 点については、いろいろな観点からもう一度再考 | までにも解釈がございまして、まだ確定がされて が上げられるように心から期待をいたしておりま 〇細川委員・信害につきましては、いろいろこれ いないというふうに私は思いますけれども、この

の観点からいいましても、これは民間業者の利用 その労力も多くなる、こういうふうなことも言わ そうしますと、地域振興ということならば、なお については、地方自治体は大変手間暇がかかって います。そして、地域振興券をつくってやること やすということも必要じゃないかというふうに思 さらこういうのは民間に任せて、民間の仕事をふ そういうことも考えますと、地方自治の効率化 しました。 次に、上田清司君。

きるだけ早く住民の方々にお届けをしていただき | そういう点で、市町村が郵送方式を行われる場合 には、郵便局においても頑張っていただいて、で けであります。郵便法の有権解釈は、これはやは ころ、信書に該当するという明確な回答があるわ る、これは政府としては当然のことであります。 で、そういうことであればそのことをお伝えす り郵政省。自治省ではございません。そういう点 し、この問題について郵政省に照会をしましたと 村から、自治省にも照会がございました。しか 興券の配達をしたいという申し入れを受けた市町 〇野田(穀)国務大臣 この問題、先ほど来の質疑 すが、そういう点からはどうでしょうか。 が図られていいのではないかというふうに思いま を拝聴もしておりましたが、宅配業者から地域振

地域振興券は、そういう意味で、その使い先

なりましたので、失礼をするところは御勘弁いた 定いたしておりましたけれども、急に時間が短く も、交通事故の被害者の救済についても質問を予 をしていただきたいというふうに思うところでご 時間が来ましたからこれで終わりますけれど

だきたいと思います。 私の方は終わります。以上でございます。

〇中山委員長 これにて細川君の質疑は終了いた

〇宮澤国務大臣 事務当局からお答えいたしま しょうか。 着手してから終わるまでにどのくらいかかるので 〇上田(清)委員 どうも御苦労さまです。 早速ですが、大蔵大臣、通常の銀行の検査は、

容、状況などによって区々ではなかろうかと思い まして、当該の銀行の規模、それから資産の内 めたものが、二カ月ぐらいで終わったものもござ いますし、あるいは三カ月かかったものもござい としの集中検査を例にとりましても、七月から始 上げることは大変困難ではないかと思います。こ 〇日野政府委員 一概にはこれはなかなか、申し

五日から着手されて、最終報告が九月十一日であ 〇上田(清)委員 日債銀の大蔵省の検査が四月十

時の大蔵省の通常の検査によりますと、 ります。これは相当時間がかかっております。当 大変おく

一銀行系統に要請をしている。見込み七千億だと。 うにして根拠を出されたのか、大臣、お伺いした この七千億という見込みを大蔵省の検査でどのよ いと思います。 にもかかわらず、五月の段階で大蔵省は各増資

| 果につきましても、検査結果の通知、現在は検査 上の観点から示達をしておりまして、その示達ま と銀行局長との連名で、検査並びにその後の監督 | りました。示達は、当時の大藤大臣官房検査部長 | ちろん申し述べることではございません。検査結 |○日野政府委員 これは前にも御答弁申し上げた しております。 で、大蔵省の心証と申しますか、検査の途中で知 | 結果と申しておりますが、当時は示達と申してお 述べるといったようなことはなかったものと承知 は、検査に着手して終了するまでは一切外にはも かと思いますが、金融機関の検査と申しますの り得たさまざまなことについて、他にそれを申し

けれども、確かでしょうか。 は第三者に報告しない、このように申されました で、二月一日に、私の質問に対して、検査の結果 〇上田(清)委員 大蔵大臣、先般、この委員会

| 〇宮澤国務大臣 | 詳しいことは存じませんが、み した者、検査を受けた当事者、示達という形でな だりに申すべきことでございませんから、検査を されているというふうに厳格には聞いておりま

○宮澤国務大臣 事務当局からお答えいたしま | 〇上田(清)委員 第三者というのはどのような節 噂なのでしょうか。

| でございますので、当該金融機関以外の者という 〇日野政府委員 検査はあくまでも公権力の行使 ことになります。

| 〇上田(清)委員 | 大臣もこれがこの国会の、場合 によっては終盤の一番の問題になってきていると